

大分県報

令和元年
第四一〇号
九月二十四日

（火曜日）

目次

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………	四
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（六件）……………	九
指定予定保安林（三件）……………	一〇
こいの持ち出しの制限の範囲……………	一〇
道路区域の変更……………	一〇
道路の供用開始……………	一一
道路占用の制限……………	一一
公共測量の終了……………	一一
正 誤……………	一一
令和元年六月七日付け大分県報第一〇号に記載の大分県告示第六十号（指定予定保安林）中の訂正……………	一一

○告示

大分県告示第九十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

令和元年九月二十四日

大分県報（告示）

一

種 類	3 設置される特定施設の種別		イ ちゆう房施設及びハ 入浴施設		ちゆう房施設
	2 特定事業場の所在地及び名称		別府市大字南立石二千二百七十二番地		① 一、八〇〇食／日
	1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名		別府市大字南立石二千二百七十二番地		② 三〇〇食／日 ③ 二、六七〇食／日
能 力	力	①	②	③	
工事着手予定年月日	許可後	①	②	③	
工事完成予定年月日	許可後	①	②	③	
使用開始予定年月日	許可後	①	②	③	
使用時間	連続	①	②	③	
使用の季節的変動	なし	①	②	③	
汚水等の一日当たりの量	m ³ ／日	①	②	③	
項目	単位	①	②	③	
水素イオン濃度	mg／l	①	②	③	
生物化学的酸素要求量	mg／l	①	②	③	
通常値	最大値	①	②	③	
六・〇～八・五	五・〇～九・〇	①	②	③	
六〇〇	一、〇〇〇	①	②	③	

能	処	種	汚水等の汚染状態の値										汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	主	構	能																									
			大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	処理前	処理後	通常の値								最大の値	単位	単位																						
四五m ³ /日	腐敗タンク散水ろ床	生物化学的処理	一	一	一	三〇〇	一一〇	二六〇	五・八 八・六	処理前	一八	通常	二二	なし	二四時間	連続	既設	既設	一	鉄筋コンクリート	二二m ³ /日 一、一〇〇人槽																									
四	五	m ³ /日	一、二〇〇人槽	三、〇〇〇	以下	一	一	一	三〇〇	一一〇	二六〇	五・八 八・六	五・九 八・五	処理後	一八	最大の値	二二	最大の値	二二	三、〇〇〇	一	一	一	三〇〇	九〇	二二〇	五・九 八・六	処理後	二二	最大の値	二二	最大の値	三、〇〇〇	一	一	一	三〇〇	九〇	二二〇	五・九 八・六	処理後	二二	最大の値	二二	最大の値	三、〇〇〇
大分県報(告示)	一日当たりの排水量	単位	通常	最大	五	排水の量及び汚染状態の値	No.3	排出水の量及び汚染状態の値	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位	なし	二四時間	連続	既設	既設	一	鉄筋コンクリート	二二m ³ /日 一、一〇〇人槽																			
大分県報(告示)	一日当たりの排水量	単位	通常	最大	五	排水の量及び汚染状態の値	No.3	排出水の量及び汚染状態の値	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位	なし	二四時間	連続	既設	既設	一	鉄筋コンクリート	二二m ³ /日 一、一〇〇人槽																			
三	一日当たりの排水量	単位	通常	最大	五	排水の量及び汚染状態の値	No.3	排出水の量及び汚染状態の値	大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位	なし	二四時間	連続	既設	既設	一	鉄筋コンクリート	二二m ³ /日 一、一〇〇人槽																			

令和元年九月二十四日

大分県報(告示)

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス下郡店

大分市大字下郡千七百五十一番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

大分県告示第九十三号

大腸菌含有量	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	一日当たりの排出水量		排水口名	汚水の状態の値										
								単位	m ³ /日		大腸菌数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度				
三、〇〇〇以下	五以下	一五以下	二〇以下	二〇以下	二〇以下	五・九〇八・五	通常値	二、〇四六	通常値	No.5	五・九〇八・五	五・八〇八・六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三、〇〇〇	一〇	三〇	三〇	三〇	三〇	五・八〇八・六	最大値	三、〇七二	最大値		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和元年九月二十四日から同年十月十五日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所

大分県告示第九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の

令和元年五月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年五月一日

二 届出年月日

令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年九月二十四日から令和二年一月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス高田店

大分市大字南字出口九十二番地 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

3 変更した事項
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年五月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年五月一日

二 届出年月日

令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年九月二十四日から令和二年一月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百九十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックスやまなみ店

別府市大字鶴見二百八十三番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所
ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和元年五月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
令和元年五月一日

二 届出年月日

令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年九月二十四日から令和二年一月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項に

において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス中津店

中津市大字万田字一本松六百十一番地一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年五月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年五月一日

二 届出年月日

令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年九月二十四日から令和二年一月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス宇佐店

宇佐市大字上田字高塚七十六番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

令和元年九月二十四日

大分県報（告示）

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年五月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年五月一日

二 届出年月日

令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年九月二十四日から令和二年一月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。
なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百九十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。
令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス玖珠店

2 届出者の氏名又は名称及び住所

ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 ダイレックス株式会社

代表取締役 貞 方 宏 司

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

変更後 ダイレックス株式会社

代表取締役 多 田 高 志

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九百三十番地

4 変更の年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年五月一日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

令和元年五月一日

二 届出年月日

令和元年八月二十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年九月二十四日から令和二年一月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県西部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年一月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第百九十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

豊後大野市緒方町大石字榎ツル一番、字宮尾一六六六番一五三、一六六六番一五四、一六六六番一六一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字榎ツル一番・字宮尾一六六六番一五三・一六六六番一五四・一六六六番一六一（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに豊後大野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

竹田市大字倉木字向津留一二二五番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

令和元年九月二十四日

大分県報（告示）

字向津留一二二五番(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県豊肥振興局並びに竹田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町小屋川字雲押一五四八番、一五五〇番、字野々塚一五五二番一、一五五二番二・一五五二番三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字砥石平一五六五番、一五六六番、一五六八番、字不動口一五六九番、一五七〇番一から一五七〇番四まで、一五九三番、一五九五番、字浦山峠一六三四番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字雲押一五四八番・一五五〇番・字砥石平一五六五番・一五六六番・一五六八番・字不動口一五六九番・一五七〇番一から一五七〇番四まで・一五九三番(以上十一筆について、次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第二百二号

令和元年大分県内水面漁場管理委員会告示第一号(こいの持ち出しの制限)に基づく水域の範囲を次のとおり定める。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 大分川水系の本流、支流及び派流

二 筑後川水系の大分県区域の本流、支流及び派流

三 山国川水系の大分県区域の本流、支流及び派流

四 伊呂波川水系の本流、支流及び派流

五 駅館川水系の本流、支流及び派流

六 自見川水系の本流、支流及び派流

七 八坂川水系の本流、支流及び派流

八 大野川水系の本流、支流及び派流

九 豊後高田市西真玉字潮見の貯水池

大分県告示第二百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年九月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長	備考
竹田市大字九重野字田原 一九三五番四地先から 竹田市大字九重野字口ノ		前 A	メートル 三二・五 〽五・五	メートル 六四〇・〇	上記A及びBは、関

県道竹田五ヶ瀬線		田一八三七番一地先まで	係図面に表示する敷地の区分。
竹田市大字九重野字田原一九三五番四から	竹田市大字九重野字口ノ田一八三七番一地先まで		
後			
B	A		
四一・〇 〽八・五	三一・五 〽五・五		
六九〇・〇	六四〇・〇		

大分県告示第二百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年九月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道白地日田線

日田市大字羽田字高花一五四五番一地先から
日田市大字羽田字高花一五四五番三まで

令元・九・二四

大分県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、令和元年九月二十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 占用を制限する区域

道路の種類及び路線名

区域

一般国道二一二号 日田市大山町西大山字岩ノ下四二三二番八から
日田市大山町西大山字イカタバ六〇五九番一四まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限を開始する期日

令和元年十月一日

公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州地方整備局大分河川国道事務所長から公共測量を終了した旨の通知があった。

令和元年九月二十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

大分市大字田尻及び大字光吉

三 作業の終了日

令和元年八月二十三日

正 誤

令和元年六月七日付け大分県報第一〇号に記載の大分県告示第六十号（指定予定保安林）中の訂正

令和元年九月二十四日

大分県報（告示・公告・正誤）

	二	ページ
	下	段
	右から三	行
	(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	誤
	(三) 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。	正